

岡山市の宿泊税の考え方(案)への
意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和8年6月10日（水曜日）～ 令和8年7月10日（金曜日）
- (2) 閲覧場所
 - ・観光振興課、情報公開室、各区役所（北区を除く）
 - ・本市ホームページ
- (3) 意見提出方法
 - 直接持参、郵送、ファックス、電子メール
- (4) 意見提出先
 - 観光振興課

2 意見募集の結果

意見数 7件（提出人数3人）

3 意見と市の考え方

該当ページ	意見	市の考え方
P.1 新たな観光財源の必要性 P.3 導入状況	宿泊税は最近多くの自治体が行っているトレンドではありますが、まだ、観光資源の多い沖縄や仙台などの都市でも導入されていないのに、観光資源の少ない岡山市がこのタイミングでの導入はいささか疑問を感じます。 さらに民間企業を通して間接税を取るという負担を与えることに違和感を感じないのでしょうか？財源が必要なことは十分に理解できます。それならば、行政の運営する岡山城や後樂園の入場料に「観光税」として導入すればいいのではないのでしょうか？私たち宿泊施設の意見もあまり聞くことなく導入ありきのやり方に疑問を感じます。 また、当社のようなホテル旅館の他に、市内にどこにいくつあるかも把握できていない民泊などの施設からしっかり徴収できるのかという公平性も担保できるのかも疑問に感じます。時代の流れだ	近年、観光ニーズの多様化や急速なインバウンド需要の拡大など、観光を取り巻く環境は大きく変化する一方、将来的な生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が予測されています。 また、観光産業は裾野が非常に広く、地域経済を活性化する重要な産業ですが、本市では、多様な観光資源があるにもかかわらず、認知度の低さなどから十分活かしきれていないという課題もあります。 今後、地域間競争の激化も懸念される中、こうした状況に対応し、環境・文化・経済の観点から持続可能な観光の実現を図るためには、安定的な財源の確保により、観光施策に積極的・継続的に取り組む必要があると考えています。 課税方法につきましては、受益と負担の関係、対象者の把握の観点及び徴

	とか他都市が導入しているからとかという理由ではなく、岡山市らしい誰にも優しい都市デザインを考えていってほしいと思います。	税コストの妥当性から「宿泊税」の導入が最も合理的であると判断し、宿泊事業者の皆様にご協力をお願いするに至った次第です。 導入にあたりましては、民泊を含めたすべての対象施設を確実に捕捉するよう努め、課税の公平性を確保してまいります。 また、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様に対しては、今後も丁寧な説明や意見交換を重ねてまいります。 宿泊税の使途につきましては、宿泊者や宿泊事業者の皆様にご納得いただける、また効果が実感できる施策に充当してまいりたいと考えています。
P. 4～6 制度概要 (案)	各自治体が宿泊事業者へのリターンの割合が決められている中で、高割合の自治体で5%の数字があるようです。最低でも5%は必要です。	特別徴収交付金の交付率につきましては、他都市の事例を参考に検討を進めているところです。
P. 4～6 制度概要 (案)	特別徴収事務交付金やシステム整備費等助成制度についても疑問があります。宿泊税を導入するために、宿泊事業者へ新たな事務負担をお願いし、その負担軽減のために税金で交付金や助成金を支出するのであれば、そもそも宿泊税を導入しない方が望ましいのではないかと感じます。新たな税を徴収するために、行政側にも事業者側にも追加の事務やコストが発生します。その費用や手間を考えると、実際に観光振興へ使える財源がどれほど残るのかも慎重に検証すべきだと思います。 宿泊税の導入ありきではなく、徴収にかかるコストや事業者負担も含めて、本当に費用対効果がある制度なのかを再検討していただきたいです。	宿泊税の導入にあたり、宿泊事業者の皆様には事務負担が発生するため、負担軽減を図るための助成制度は必要であると考えております。 徴収コストが税収を上回ることはないと考えております。 徴収につきましては、宿泊事業者の皆様のご負担を考慮し、なるべく簡便な制度とするとともに、本市が抱える観光課題を解決し、地域経済を活性化させ、持続可能な観光につながる施策を進めてまいります。 使途につきましては、年度ごとに具体的に公表し、透明性を確保してまいります。
P. 4～6 制度概要 (案)	フロント業務負担が一番の懸念材料です。それを打開するために、宿泊税込みの価格で客室を販売することを認めて、当然 OTA へも宿泊税込みで販売を可能と	特別徴収の方法については、OTA 等による事前決済またはフロントでの徴収等、ご都合の良い徴収方法を選択いただくようお願いします。

	すること。 システム整備などには、ある一定額までは 100%として、超える場合に 2/3 の補助とかにする。	システム整備費助成につきまして、一定の限度を設けたうえで補助を行う方向で検討を進めてまいります。
P.7 使途	宿泊事業者参加型の検討委員会を設置する。	ご意見を参考にしつつ、今後も宿泊事業者の皆様のご意見を広く伺いながら、宿泊税の使途等について検討していきたいと考えております。
P.7 使途	徴収した税金を本当に観光のために使っているのかのディスクロージャーをどのようにしていくのが不明確のまま導入しないで欲しいです。年度内にいくらの税金があり、その税金を何に使ったのかを公開すべきだと思います。	宿泊税は目的税であることから、一般財源と区分し、観光に資する事業に充当してまいります。年度ごとの税收実績および具体的な使途については、本市ウェブサイト等を通じて公開してまいります。
P.7 使途	宿泊税の使途案について、岡山市観光・MICE アクションプランを拝見しました。率直に申し上げて、肝心の KPI 指標の項目が少なく、宿泊税を導入しても、その効果を十分に検証できないのではないかと感じました。新たな税を徴収する以上、何に使い、どのような成果を目指し、どのように検証するのかを明確に示す必要があると思います。 岡山市では現在、新アリーナ建設計画も進められています。宿泊税の使途について、確実な KPI に基づく事業が示されていない場合、将来的にアリーナ関連の起債償還や周辺事業に充てられるのではないかと懸念があります。そのような目的で新たな負担を求めるのであれば、宿泊税として徴収するのではなく、民間の自由な経済活動を妨げない方が、結果として地域の競争力向上や活性化につながるのではないのでしょうか。	岡山市観光・MICE アクションプランで掲げる 5 つの観光課題の解決に資する施策に充当することを基本といたします。 年度ごとの税收実績および具体的な使途につきましては、本市ウェブサイト等を通じて公開してまいります。